

## SU LETTER



## 減価償却費と特例 2

## ～高額資産の取り扱い～



こんにちは、SU パートナーズ税理士法人の木下です。

今週は、**減価償却がテーマ**のSU レターです。

前回の減価償却費と特例では、少額資産の特別な償却方法をご紹介致しました。

今回は、**高額資産についての様々な特別償却と税額控除**について、対象設備や要件を簡単にご紹介していきたいと思ひます。

### 特別償却と税額控除

まずは、特別償却（即時償却）と税額控除の違いについて、

1000 万円の建物を取得して、30%の特別償却と7%の税額控除を選択できる場合を例に見ていきましょう。

特別償却では、取得した1年目に**通常の減価償却費の他、1000万円×30%=300万円の減価償却費を計上**することができます。そのため税率を34%とすると、 $300万円 \times 34\% = 102万円の税金が安く$ なります。

これに対して、税額控除では、取得した1年目に**通常の減価償却費の他、1000万円×7%=70万円の税金を安く**することができます。

### 選択適用の有利不利

上記の例ですと、特別償却の方が1年目の税金が安くなり、有利に見えますが、そうとは限りません。

特別償却はあくまで、**将来の減価償却費を先取りしている**だけです。

そのため、当期に減価償却費（費用）を多く計上している分、将来の減価償却費（費用）は少なくなる→**将来の税金が多くなる**こととなります。これを**課税の繰延べ**といひます。

これに対して、税額控除では、本来計上できる**減価償却費とは別枠**で、税額を控除することができます。そのため、将来の税金も含めて考えると、**基本的に特別償却より税額控除の方が有利**になります。

以上を踏まえて、様々な特例を見ていきたいと思ひます。

### 中小企業経営強化税制

①青色申告の中小企業者等が②一定の要件を満たし、③経営強化のために設備を取得して、指定事業の用に供した場合、取得価額を**即時償却 or 取得価額の※10%税額控除**を受けることができます。

※資本金 3,000 万円以下の場合、3,000 万円を超えると7%税額控除。

○対象設備や要件は、**生産性向上設備**（A 類型）と**収益力強化設備**（B 類型）で異なります。

#### 生産性向上設備（A 類型）

○対象設備は、

- ・機械装置で**1台160万円以上**
- ・測定工具及び検査工具で**1台30万円以上**
- ・器具備品（一定の電子計算機・医療機器を除く）で**1台30万円以上**
- ・建物付属設備（医療保険業の一定のものを除く）で**一つ60万円以上**
- ・ソフトウェア(情報収集機能、分析・指示機能を有するもの。ただし、一定のものを除く)で**一つ70万円以上**

○要件としては、

- ①一定期間内のモデルであり、生産性が旧モデル比年平均1%向上する設備である**証明書を工業会等から取得**すること
- ②証明を受けた設備による**経営力向上計画を主務大臣に申請し、認定を受ける**必要があります。

#### 収益力強化設備（B 類型）

○対象設備は、

- ・機械装置で**1台160万円以上**
- ・工具で**1台30万円以上**
- ・器具備品（A 類型と同じ）で**1台30万円以上**

- ・建物付属設備（A 類型と同じ）で**一つ 60 万円以上**
- ・ソフトウェア（一定のものを除く）で**一つ 70 万円以上**

○要件としては、

- ① 年平均の投資利益率が5%以上と見込まれる設備であることについて、**経済産業局から確認書を取得すること。**
- ②その設備による**経営力向上計画を主務大臣に申請し、認定を受ける**必要があります。

パンフレット

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170407zeiseikinyu.pdf>

### 商業・サービス業活性化税制

①青色申告の中小企業者等が②一定の要件を満たし、③**経営改善設備**を取得して、**指定事業の用に供した場合、取得価額の 30%特別償却 or 取得価額の※7%税額控除**を受けることができます。

※資本金 3000 万円以下の場合。3000 万円を超えると税額控除はできない。

○対象設備は、

- ・器具備品（ショーケース、看板、レジスターなど）**1台30万円以上**のもの。
- ・建物付属設備（空調施設、昇降機設備、電気設備、店舗内装など）**1台60万円以上**のものとなります。

○要件としては、**経営改善指導等を行う機関から経営改善指導等を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けて、その書類に基づき、上記の対象設備を取得する必要があります。**

なお、経営改善指導等を行う機関は**商工会議所や認定経営革新等支援機関**などあります。

### 中小企業投資促進税制

①青色申告の中小企業者等が②一定の設備を取得して、③**指定事業の用に供した場合、取得価額の 30%特別償却 or 取得価額の※7%税額控除**を受けることができます。

○対象設備は、

- ・機械装置で**1台160万円以上**のもの。
- ・測定工具及び検査工具で**1台120万円以上**のもの

（1台30万円以上で複数の合計が120万円以上でも可能）

・ソフトウェア（一定のものを除く。）で**一つ70万円以上**のもの（複数の合計が70万円以上でも可能。）

・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）や内航船舶（取得価格の75%が対象）

特に計画の認定を受ける必要はないので、他の規定に比べると、かなり適用を受けやすくなっております。

### 規定のまとめ

	車両・船舶	機械装置	ソフトウェア	工具	建物付属設備	器具備品
税額控除又は即時償却 (7%)	中小企業経営強化税制					
特別償却又は7%税額控除	中小企業投資促進税制				商業・サービス業活性化税制	

### その他の規定

今回ご紹介した規定以外にも、地域固有の強みを活かした設備投資に対する**地域未来投資促進税制**やエネルギー環境負荷低減を推進する設備投資に対する**環境関連投資促進税制**など、様々ありますので、高額資産の取得を検討されておりましたら、特例の適用ができないか考えてみてはいかがでしょうか。



代表 乾 潤一

横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052

港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室

TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

SUレターの配信ご希望の方はこちら↓

[info@supt.jp](mailto:info@supt.jp)

までご連絡ください。

※SUレターのメルマガ購読は無料です。